

『詳細登記六法〔平成二八年版〕』 正誤表（平成二八年三月一日）

登記六法本体及び別冊において、一部の法令及び先例の改行ミスや条文等の記載に関する誤りがございました。

ご使用に際し、ご不便をおかけいたしますこととお詫びし、謹んで訂正いたします。

以下のアミカケ部分が訂正箇所となります。

なお、修正後の各頁はお差し替えいただけるよう、頁のズレはございません。

〔成年被後見人の法律行為〕

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

●**取消・追認** 法二〇・二六・二〇・二二、身分上の取消 法七五・七四・七八〇・七九八・二・九六二・九六三、意思表示の受領能力 法八の二、訴訟能力 民訴八・三一、人訴三三・三四

〔後見開始の審判の取消〕

第一〇条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ）、後見監督人、未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

●**親族** 法七五、後見人 法八五・八四一・八四三・八四五、〔後見監督人〕 法八四・八四九の二、〔後見開始の審判〕 法七、他の取消原因 法一九、〔取消の手續〕 家事二〇、〔後見終了の登記〕 後見登記四⑧・五⑧

〔保佐開始の審判〕

第一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

●**親族** 法七五、〔後見人〕 法〇・八三九・八四一・八四三・八四五、〔後見監督人〕 法一〇・八四八・八四九の二、〔審判の手續〕 家事二八・三三、〔審判の取消〕 法二四・一九、〔保佐〕 保佐人 法八七六・八七六の五、〔保佐の登記〕 後見登記四①・二・三

〔被保佐人及び保佐人〕

第二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。
●**保佐・保佐人** 法八七六・八七六の五

〔保佐人の同意を要する行為等〕

第三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。
一 元本を預取し、又は利用すること。
二 借財又は保証をすること。
三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
四 訴訟行為をすること。
五 贈与、和解又は仲裁合意、仲裁法、平成十五年法律百三十八号、第三条第 一項に規定する仲裁合意をいう。をすること。

●**相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること**
七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

●**家庭裁判所は、第十条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九号ただし書に規定する行為については、この限りでない。**

●**保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。**

●**保佐人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。**

●**保佐人の同意を要しない行為** 法九但・九六二、人訴三三・三六・三三①

●**保証** 法四四六・四四五、〔訴訟行為〕 民訴三三、〔贈与〕 法四九、〔和解〕 法八九五、〔仲裁合意〕 仲裁二一・一五、〔相続の承認と放棄〕 法九一・九四〇、〔遺贈の承認と放棄〕 法九六・九九〇、〔遺産分割〕 法九〇六・九九一、〔負担贈与〕 法五五②・五五三、〔負担付遺贈〕 法一〇二・一〇三三、〔貸借〕 法〇一、〔同意を要する行為の登記〕 後見登記四④⑤、〔取消〕 法二〇・二六・二〇・二二

〔保佐開始の審判等の取消〕

第四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

●**家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。**

●**親族** 法七五、〔未成年後見人〕 法八三九・八四一・七六の二、〔保佐監督人〕 法八四八・八四九、〔保佐人〕 法八七六の二、〔他の取消原因〕 法一九、〔取消の手續〕 家事二一九、〔保佐終了の登記〕 後見登記四⑧

〔補助開始の審判〕

第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文

三十	所有権の移転の登記		イ 登記原因を証する情報 ロ 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)
三十一	表題登記がない土地についての所有権の処分の制限の登記		イ 登記原因を証する情報 ロ 当該土地についての土地所在図及び地積測量図
三十二	表題登記がない建物についての所有権の処分の制限の登記	当該表題登記がない建物がある区分建物であるときは、次に掲げる事項 イ 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積 ロ 敷地権の種類及び割合 ハ 敷地権の登記原因及びその日付 (旧ハを削る) (平成二十七年七月一日から施行)	イ 登記原因を証する情報 ロ 当該表題登記がない建物についての建物図面及び各階平面図 ハ 当該表題登記がない建物がある場合において、当該区分建物に属する一棟の建物の敷地について登記された所有権、地上権又は賃借権の登記名義人が当該区分建物の所有者であり、かつ、区分所有法第二十二條第一項ただし書の規約における別段の定めがあることその他の事由により当該所有権、地上権又は賃借権が当該区分建物の敷地権とならないときは、当該事由を証する情報 ニ 当該表題登記がない建物がある区分建物であるときは、次に掲げる情報 (1) 敷地権の目的である土地が区分所有法第五條第一項の規定により建物の敷地となった土地であるときは、同項の規約を設定したことを証する情報 (2) 敷地権が区分所有法第二十二條第二項ただし書の規約で定められている割合によるものであるときは、当該規約を設定したことを証する情報 (3) 敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、当該土地の登記事項証明書
用益権に関する登記	三十三 地上権の設定の登記	法第七十八條各号に掲げる登記事項	イ 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二條前段の定めがある地上権の設定にあつては、同条後段の書面及びその他の登記原因を証する情報(登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。)

（受付帳）

第八條の二 受付帳は、登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明についてそれぞれ調製するものとする。

② 受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

（申請書類）つり込み帳

第九條 申請書類つり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、許可書、取下書その他の登記簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために登記官が作成したものを含み、この省令の規定により第十八条第三号から第五号まで及び第七号の帳簿につり込むものを除く。）をつり込むものとする。

（土地図面）つり込み帳

第一〇條 土地図面つり込み帳には、土地所在図及び地積測量図（これらのものが書面である場合に限る。）をつり込むものとする。

② 第十七条第二項の規定にかかわらず、登記官は、前項の土地所在図及び地積測量図を同条第一項の電磁的記録に記録して保存することができる。

③ 登記官は、前項の規定により土地所在図及び地積測量図を電磁的記録に記録したときは、第一項の土地所在図及び地積測量図を申請書類つり込み帳につり込むものとする。

（地役権図面）つり込み帳

第二一條 地役権図面つり込み帳には、地役権図面（書面である場合に限る。）をつり込むものとする。

② 前条第一項及び第三項の規定は、前項の地役権図面について準用する。

（建物図面）つり込み帳

第二二條 建物図面つり込み帳には、建物図面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）をつり込むものとする。

② 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の建物図面及び各階平面図について準用する。

（職権表示登記等書類）つり込み帳

第二三條 職権表示登記等書類つり込み帳には、職権による表示に関する登記及び地図その他の図面の訂正に関する書類を立件の際に付した番号（以下「立件番号」という。）の順序に従ってつり込むものとする。

（決定原本）つり込み帳

第二四條 決定原本つり込み帳には、申請又は申出を却下した決定の決定書の原本をつり込むものとする。

（審査請求書類等）つり込み帳

第二五條 審査請求書類等つり込み帳には、審査請求書その他の審査請求事件に関する書類をつり込むものとする。

（登記識別情報失効申出書類）つり込み帳

第二六條 登記識別情報失効申出書類つり込み帳には、登記識別情報の失効の申出に関する書類をつり込むものとする。

② 登記識別情報の失効の申出が電子情報処理組織を使用する方法によりされた場合は、当該申出に係る情報の内容を書面に出力したものを登記識別情報失効申出書類つり込み帳につり込むものとする。

（請求書類）つり込み帳

第二七條 請求書類つり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつり込むものとする。
一 登記事項証明書の交付の請求

二 登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付の請求

三 地図等の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付の請求

四 土地等の閲覧の請求

五 土地所在図等の全部又は一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付の請求

六 登記簿の附属書類の閲覧の請求

七 登記識別情報に関する証明の請求

八 筆界特定書等の全部又は一部の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付の請求

九 筆界特定手続記録の閲覧の請求

② 前項各号に掲げる請求が電子情報処理組織を使用する方法によりされた場合は、当該請求に係る情報の内容を書面に出力したものを請求書類つり込み帳につり込むものとする。

（筆界特定書）つり込み帳

第二七條の二 筆界特定書つり込み帳には、筆界特定書（筆界特定書が電磁的記録をもって作成されているときは、その内容を書面に出力したものと）及び第二百三十三条第二項後段又は第三項後段の規定により送付された筆界特定書の写し（筆界特定書が電磁的記録をもって作成されているときは、その内容を書面に出力したものと）をつり込むものとする。

（土地所在図等の副記録）

第二七條の三 法務大臣は、第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調

- ⑥ 令第四条本文、第七条第一項第一号及び第二号の規定は、第一項の申出をする場合について準用する。
- ⑦ 第三十六条第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第三十七条の規定は第一項の申出をする場合について、それぞれ準用する。

⑦ 第三十六条第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第三十七条及び第三十七条の二の規定は第一項の申出をする場合について、それぞれ準用する。

(不動産登記簿の一部を改正する政令の施行の日(平成二十七年十一月一日)から施行)

- ⑧ 令第十条から第十二条まで及び第十四条の規定は、第二項第一号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。
- ⑨ 第四十一条及び第四十四条の規定は前項に規定する場合について、第四十二条の規定は前項において準用する令第二条第一項及び第二項の電子署名について、第四十三条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。
- ⑩ 令第十五条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。
- ⑪ 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第四十五条並びに第四十五条の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項第一号及び第三号の規定は前項において準用

する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号(第四号を除く。)及び第三項の規定は前項において準用する令第十八条第三項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

【登記識別情報の提供】

第六六条 法第二十二条本文の規定により同条本文に規定する登記義務者の登記識別情報を提供する場合には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

- 一 電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して登記識別情報を提供する方法
- 二 書面申請 登記識別情報を記載した書面を申請書に添付して提出する方法
- ② 前項第二号の登記識別情報を記載した書面は、封筒に入れて封をするものとする。
- ③ 前項の封筒には、登記識別情報を提供する申請人の氏名又は名称及び登記の目的を記載し、登記識別情報を記載した書面が在申する旨を明記するものとする。

【登記識別情報の提供の省略】

第六七条 同一の不動産について、以上の権利に関する登記の申請がされた場合、当該以上の権利に関する登記の前後を明らかにし同時に申請がされた場合に限る。において、前の登記によって登記名義人となる者が、後の登記の登記義務者となるときは、当該後の登記の申請情報と併せて提供すべき登記識別情報は、当該後の登記の申請情報と併せて提供されたものとみなす。

【登記識別情報に関する証明】

第六八条 令第二十一条第一項に規定する証明の請求は、次に掲げる事項を内容とする情報(以下この条において「有効証明請求情報」という。)を登記所に提供しなくてはならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所

二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名、代理人によつて請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 請求人が登記名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨及び登記名義人の氏名又は名称及び住所

五 当該登記識別情報に係る登記に関する次に掲げる事項

イ 不動産所在事項又は不動産番号

ロ 登記の目的

ハ 申請の受付の年月日及び受付番号

二 第三項第一号に掲げる方法により請求をするときは、甲区又は乙区の別

六 第十五項の規定により同項に規定する情報を提供しないときは、その旨及び当該情報の表示

② 前項の証明の請求(登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明の請求を除く。)をするときは、有効証明請求情報と併せて登記識別情報を提供しなければならない。第六十六条の規定は、この場合における登記識別情報の提供方法について準用する。

③ 第一項の証明の請求は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して有効証明請求情報を登記所に提供する方法

二 有効証明請求情報を記載した書面を提出する方法

④ 第一項の証明は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によりするものとする。

一 前項第一号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合 法務大臣の定めるところにより登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

産の所在地を管轄する登記所の表示を(何法律局何出張所管轄)のように付記するものとする。

⑤ 前項の規定は、法第三十条第三項又は第二十一条第二項の規定において準用する法第十九条第五項の規定による請求に基づいて交付する場合について準用する。

登記事項証明書等の職氏名の記載

第三十七条 登記事項証明書等に登記官が職氏名を記載するには、次のようにするものとする。

何法律局(何地方法律局) 何支局(何出張所)
 登記官 何 某

請求書の措置

第三十八条 登記官は、登記事項証明書等の交付の請求書には、作成した登記事項証明書等の通数及び枚数並びに登記手数料の額を記載しなければならない。

閲覧

第三十九条 地図等又は登記簿の附属書類を閲覧させる場合には、次に掲げるところに留意しなければならない。

一 地図等又は附属書類の枚数を確認する等その取り及び脱落の防止に努めること。

二 地図等又は附属書類の汚損、記入及び改ざんの防止に嚴重に注意すること。

三 利害関係を有する部分に限る閲覧にあっては、請求に係る部分以外を閲覧しないように嚴重に注意すること。

四 閲覧者が筆記する場合には、毛筆及びペンの使用を禁ずること。

五 筆記の場合は、地図等又は附属書類を下敷にさせないこと。

手数料を徴収しない場合

第一四〇条 国又は地方公共団体の職員が職務上登記事項証明書等の交付又は地図等若しくは登記簿の附属書類の閲覧を請求する場合には、その旨を証する所属書類の証明書を提出させるものとする。この場合には、請求書に請求の具体的な理由を記載させるものとする。

第六章 雑則

審査請求の受理

第一四一条 登記官は、法第五十六条の審査請求について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第九条第一項の規定に基づく審査請求書(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二条及び法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十五年法務省令第十一号)第三条の規定により行われた審査請求の情報)の内容及び印刷した書面を含む。以下同じ)を受け取ったときは、登記事務日記帳に所要の事項を記載し、当該審査請求書にその年月日及び日記番号を記載するものとする。

相当の処分

第一四二条 登記官は、法第五十七条第一項の規定により相当の処分をしようとする場合には、事案の簡単なものを除き、当該登記官を監督する法務局又は地方法律局長の内議するものとする。この場合には、審査請求書の写しのほか、審査請求に係る登記申請却下の決定書の写し、登記事項証明書、申請書の写しその他相当の処分の可否を審査するに必要な関係書類を併せて送付するものとする。

② 法第四十四条第一項の規定は、登記官を監督する法務局又は地方法律局長が前項の内議につき指示しようとする場合について準用する。

③ 規則第八十六条の通知は、別記第百号様式による通知書によりするものとする。

④ 登記官は、相当の処分をしたときは、その処分に係る却下決定の取消決定書その他処分の内容を記載した書面を二通作成して、その一通を審査請求人に交付し、他の一通を審査請求書類等つづり込み帳につづり込むものとする。

⑤ 前項の場合には、登記官は、当該処分の内容を別記第百一号様式による報告書により当該登記官を監督する法務局又は地方法律局長に報告するものとする。

審査請求事件の送付

第一四三条 法第五十七条第二項の規定による審査請求事件の送付は、別記第百二号様式による送付書に意見を付してするものとする。

② 前項の審査請求事件の送付をする場合には、審査請求書のほか、審査請求に係る登記申請却下の決定書の写し、登記事項証明書、申請書の写しその他審査請求の理由の有無を審査するに必要な関係書類を送付するものとする。

③ 登記官は、審査請求事件を送付した場合には、審査請求書及び送付書の各写しを日記番号の順序に従って審査請求書類等つづり込み帳につづり込むものとする。

審査請求についての裁決

第一四四条 法務局又は地方法律局長が審査請求につき裁決をするには、次に掲げるところによるものとする。

一 地方法律局長の長は、審査請求の内容に問題がある場合には、当該地方法律局長を監督する法務局長の内議すること。

二 法務局長の長は、審査請求につき裁決をする場合又は内議を受けた場合において、審査請求の内容に特に問題があるときは、当職に内議すること。

法務局又は地方法律局長の長は、審査請求につき裁決

別記第78号（第118条第9号関係）

通知第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

不動産登記規則第168条第5項の規定により、次の事項を通知します。

1 不動産の表示 当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
費庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地

2 担保権の表示

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原 因】	【権利者その他の事項】

別記第79号（第118条第10号関係）

通知第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

不動産登記規則第170条第3項の規定により、次の事項を通知します。

1 不動産の表示 当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
費庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地

2 変更した登記の内容

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原 因】	【権利者その他の事項】

この限りでない。

※「裏見代理」民二〇九・二一〇「支配人の権限」法二

〔ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人〕

第四条 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外行為を有する権限を有する。

② 前項に規定する使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

※「支配人による選・解任」法一②「委任」民六四三・六四五

〔物品の販売等を目的とする店舗の使用人〕

第五条 物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。以下この条において同じ。）を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等を有する権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

※「裏見代理」民二〇九・二一〇

第二節 会社の代理人

〔通知義務〕

第六条 代理人（会社のためにその平常の事業の部に属する取引の代理又は媒介をする者で、その会社の使用人でないものをいう。以下この節において同じ。）は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、会社に対して、その旨の通知を発しなければならない。

※「代理・媒介」商五〇・二一・一②・五〇四・五〇六「代理商と会社との関係」民六四三・六四五「報告義務」民六四五

〔代理商の競業の禁止〕

第七条 代理商は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は第三者のために会社の事業の部に属する取引をすること。

二 会社の事業と同種の事業を行う他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

代理商が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為をしたときは、当該行為によつて代理商又は第三者が得た利益の額は、会社に生じた損害の額と推定する。

※「競業の禁止」法二・五九四、商三・二八、一取締役」法三四八・三四九、執行役」法四一八「業務を執行する社員」法五九・六〇二

② 損害額の推定 法二②・四三②・五九四②、商一三②・二八②

〔通知を受ける権限〕

第八条 物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十六条第二項の通知その他の売買に関する通知を受ける権限を有する。

※「通知義務」商五一・六④

〔契約の解除〕

第九条 会社及び代理商は、契約の期間を定めなかつたときは、二箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

② 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会社及び代理商は、いつでもその契約を解除することができる。

※「委任契約の解除」民六五一

〔代理商の留置権〕

第十条 代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによつて生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、会社のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、

し、当事者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

※「留置権」民二九五・三〇二、破六六、留置留置権」商五二一・五五七・五六〇・五八四・七五三

第四章 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等

〔譲渡会社の競業の禁止〕

第二十一条 事業を譲渡した会社（以下この章において「譲渡会社」という。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下この項において同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その事業を譲渡した日から二十二年間は、同一の事業を行つてはならない。

（譲渡会社の競業の禁止）

第二十二条 事業を譲渡した会社（以下この章において「譲渡会社」という。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下この項において同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その事業を譲渡した日から二十二年間は、同一の事業を行つてはならない。

〔地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

（譲渡会社が同一の事業を行わない旨の特約をした場合）

② 譲渡会社が同一の事業を行わない旨の特約をした場合

由及び年月日」欄」とし、附則第四条第二項中「登記記録区」とあるのは「その他の事項」欄」とする。

附則 平成二六・一二・一八 法務省令三三
(抄)

〔施行期日〕

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

〔商業登記規則の一部改正に伴う経過措置〕

第二条 この省令の施行の際現にされている株式会社の委員会設置会社である旨の登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の登記がされている株式会社について、職権で、その本店の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない。

3 登記官は、前項の規定により職権で登記するとき、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

附則 平成二七・一三 法務省令五
(抄)

〔施行期日〕

1 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。

〔添付書面に関する経過措置〕

2 この省令の施行前にした登記の申請については、この省令による改正後の商業登記規則（以下「新省令」という。）第六十一条第五項又は第六項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔取締役等の氏の記録の申出等に関する経過措置〕

3 会社の代表者であつて登記所に印鑑を提出した者

1969 商業登記規則（附則―別表）

は、この省令の施行の日から起算して六月以内は、新省令第八十一条の第二項又は第八十八条の第二項（これを準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に登記されている株式会社取締役、監査役、執行役、会計参与、会計監査人若しくは清算人又は持分会社の社員（持分会社を代表する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者。若しくは清算人「清算持分会社を代表する清算人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者」について、いつでも、新省令第八十一条の第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して、登記記録に同項第二号に掲げる事項を記録するよう申し出ることができる。この書面には、登記所に提出した印鑑を押し、同項各号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

4 前項の規定は、会社を除くその他の法人の役員等であつてこの省令の施行の際現に登記されているものについて準用する。

附則 平成二七・九二 五法務省令四二
(抄)

〔施行期日〕

1 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

別表第一（商号登記簿）

区	区	区	区
区	区	区	区
商号区	商号区	商号区	商号区
商号	商号	商号	商号
商号譲渡人の債務に関する免責	商号譲渡人の債務に関する免責	商号譲渡人の債務に関する免責	商号譲渡人の債務に関する免責
営業所	営業所	営業所	営業所
商号使用者	商号使用者	商号使用者	商号使用者
営業の種類	営業の種類	営業の種類	営業の種類
商号	商号	商号	商号
商号譲渡人の債務に関する免責	商号譲渡人の債務に関する免責	商号譲渡人の債務に関する免責	商号譲渡人の債務に関する免責
営業所	営業所	営業所	営業所
会社法人等番号	会社法人等番号	会社法人等番号	会社法人等番号

登記記録区	登記記録区
商号使用者	商号使用者
営業の種類	営業の種類
行	行
（平成二十七年十月五日から施行）	（平成二十七年十月五日から施行）

別表第二（未成年者登記簿）

区	区
区	区
未成年者区	未成年者区
未成年者	未成年者
営業所	営業所
営業の種類	営業の種類
会社法人等番号	会社法人等番号
未成年者	未成年者
営業所	営業所
営業の種類	営業の種類
行	行
（平成二十七年十月五日から施行）	（平成二十七年十月五日から施行）

登記記録区

登記記録を起こした事由及び年月日

登記記録を閉鎖した事由及び年月日

登記記録を復活した事由及び年月日

別表第三（後见人登記簿）

区	区
区	区
後见人区	後见人区
後见人	後见人
被後见人	被後见人
営業所	営業所
営業の種類	営業の種類
後见人の権限の行使に関する事項	後见人の権限の行使に関する事項

2010 組合等登記令(別表)

商工会 商工会連合会	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)	地区(商工会に限る。)
商店街振興組合 商店街振興組合連合会	商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
商品先物取引協会	商品先物取引法	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
職業訓練法人 都道府県職業能力開発協会 中央職業能力開発協会 信用保証協会	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号) 信用保証組合法(昭和二十八年法律第百九十六号)	資産の総額(職業訓練法人に限る。) 地区(都道府県職業能力開発協会に限る。) 設置する職業訓練施設の名称 資産の総額
森林組合 生産森林組合 森林組合連合会	森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和二十二年法律第百六十四号)	地区(生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合に限る。) 出資一口の金額及びその払込みの方法(組合員に出資をさせる組合、小組合及び会員に出資をさせる連合会に限る。) 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額(組合員に出資をさせる組合、小組合及び会員に出資をさせる連合会に限る。)
税理士会 日本税理士会連合会	税理士法(昭和十六年法律第一百三十七号)	合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め(税理士会に限る。) 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項(税理士会に限る。)
税理士法人	税理士法	社員(税理士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)	
船主相互保険組合	船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)	出資一口の金額 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法

教三・五 刑の言渡の失効、少年六〇（少年の特例）、
【期間の計算】 刑三、二一、三三八以下

【未成年者】 民四（成年被保人） 民七、【被保佐人】
民一

【復権】 破五五以下

【公務員】 国家公務員一、地方公務員三（懲戒免職）
四八八、地公二九

【業務禁止による登録の取消】 法五

【土地家屋調査士四二、弁理士三三、税理士四四、行政
書士一四参照】

第二章 司法書士試験

【試験の方法及び内容等】

第六條 法務大臣は、毎年一回以上、司法書士試験を行
わなければならない。

② 司法書士試験は、次に掲げる事項について筆記及び
口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試
験に合格した者について行う。

一 憲法、民法、商法及び刑法に関する知識

二 登記、供託及び訴訟に関する知識

三 その他第三条第一項第一号から第五号までに規定
する業務を行うのに必要な知識及び能力

③ 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、
次回司法書士試験の筆記試験を免除する。

④ 司法書士試験を受けようとする者は、政令で定める
ところにより、受験手数料を納めなければならない。
資格試験期日 昭五二法八一（昭五四・一・施行）
※ 試験科目 昭五二法八一（昭五四・一・施行）
格公告等 規四、受験手続 令二（八千四）

【司法書士試験委員】

第七條 法務省に、司法書士試験の問題の作成及び採点
を行わせるため、司法書士試験委員を置く。

② 司法書士試験委員は、司法書士試験を行うについて

必要な学識経験のある者のうちから、試験ごとに、法
務大臣が任命する。

③ 前二項に定めるもののほか、司法書士試験委員に関
し必要な事項は、政令で定める。

※ 試験委員 令三

第三章 登録

【司法書士名簿の登録】

第八條 司法書士となる資格を有する者が、司法書士と
なるには、日本司法書士会連合会に備える司法書士名
簿に、氏名、生年月日、事務所所在地、所属する司
法書士会その他法務省令で定める事項の登録を受けな
なければならない。

② 司法書士名簿の登録は、日本司法書士会連合会が行
う。資格試験制による本条新設：昭五二法八一（昭五四・一・施
行）

※ 登録事務移譲 法務局↓連合会（昭〇法八六；昭六
・六・一施行）、日本司法書士会連合会（法六一）名簿
記載事項 規五〇、登録手続 法九、規一六、【登録公
告 法二八（登録料）登録免許税法別表第二三（一）、【登
録手数料】連合会則

【登録の申請】

第九條 前条第一項の登録を受けようとする者は、その
事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方
法務局の管轄区域内に設立された司法書士会を経由し
て、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなけ
ればならない。

② 前項の登録申請書は、前条第一項の規定により登
録を受けるとき事項その他法務省令で定める事項を記
載し、司法書士となる資格を有することを証する書類
を添付しなければならない。

※ 事務所 法二〇、規一九（法務局、地方法務局の管轄

区域）法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別
表（司法書士会 法五二）【登録申請書】 規一六（司法
書士となる資格の証明） 規四・七⑤（添付書類） 規一六

【登録の拒否】

第一〇條 日本司法書士会連合会は、前条第一項の規定
による登録の申請をした者が司法書士となる資格を有
せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めたと
きは、その登録を拒否しなければならない。この場合
において、当該申請者が第二号又は第三号に該当する
ことを理由にその登録を拒否しようとするときは、第
六十七條に規定する登録審査会の議決に基づいてしな
ければならない。

一 第五十七條第一項の規定による入会の手続をとら
ないとき。

二 身体又は精神の衰弱により司法書士の業務を行つ
ことができないとき。

三 司法書士の信用又は品位を害するおそれがあると
きその他司法書士の職責に照らし司法書士としての
適格性を欠くとき。

② 日本司法書士会連合会は、当該申請者が前項第一号
又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否し
ようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨
を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通
じて弁明する機会を与えなければならない。

※ 【登録審査会】 法六七、【適格性】 法一六〇参照（代理
人 民九以下、例 弁護士、不服申立） 法二（法務
大臣に対する審査請求）

【登録に関する通知】

第一一條 日本司法書士会連合会は、第九條第一項の規
定による登録の申請を受けた場合において、登録をし
たときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及び
その理由を当該申請者に書面により通知しなければならない

信託の登記に関する登記記録例

一 信託の登記

1 法第98条第1項の権利の保存 508

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日信託 所有者 何市何町何番地 何 某
	信託	余 白	信託目録第何号

2 法第98条第1項の権利の設定

(一) 担保権の信託①（受託者を直接担保権者とする方法） 509

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日金銭消費貸借同日信託 債権額 金何万円 利息 年何% 損害金 年何%（年365日の日割計算） 債務者 何市何町何番地 何 某 受託者 何市何町何番地 何 某
	信託	余 白	信託目録第何号

(二) 担保権の信託①（同前・被担保債権が複数ある場合） 510

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因 (あ) 平成何年何月何日金銭消費貸借同 日信託 (い) 平成何年何月何日金銭消費貸 借同日信託 債権額 金5億円 内訳 (あ) 金3億円 (い) 金2億円 損害金 年何%（年365日の日割計算） 債務者 何市何町何番地 何 某 受託者 何市何町何番地 何 某
	信託	余 白	信託目録第何号

(三) 担保付債権の場合 (受託者が複数の場合) 516

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番抵当権移転 (含有)	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日債権譲渡 (信託) 受託者 何市何町何番地 何 某 何市何町何番地 何 某
	信託	余 白	信託目録第何号

(四) 担保権の信託② (被担保債権者が委託者となり, 担保権を受託者へ譲渡する方法) 517

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額 金何万円 利息 年何% 損害金 年何% (年365日の日割計算) 債務者 何市何町何番地 何 某 抵当権者 何市何町何番地 何 某
何	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日信託 受託者 何市何町何番地 何 某
	信託	余 白	信託目録第何号

5 法第98条第1項の権利の変更

(一) 自己信託① 518

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	信託財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日自己信託 受託者 何市何町何番地 何 某
	信託	余 白	信託目録第何号

(二) 自己信託② (持分の一部のみを信託財産とした場合) 519

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何某持分2分の1が信託財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日自己信託 受託者 何市何町何番地 何 某 (受託者持分2分の1)
	信託	余 白	信託目録第何号

(注) 持分に対する信託の場合は「(何某) 持分2分の1が信託財産となった旨の登記」とする。

閉鎖登記簿

(1) 解散の登記がされている会社の登記簿

(2) 破産宣告の登記がされている会社の登記簿

(3) 設立無効、設立取消しの登記がされている会社の登記簿

(4) 休眠会社の整理作業によって「支店休眠登記簿」に編纂されている株式会社の登記簿

(5) 商号に記号「アンパサンド」&、「アポストロフイ」、「コンマ」、「ハイフン」、「ピリオド」、「および中点」を除く。）が用いられている会社の登記簿その他移記するが適当でない登記簿

三 電子情報処理組織による取扱いに適合することになった登記簿の改製
上記二に掲げる電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿が、電子情報処理組織による取扱いに適合することとなったときは、法第一一三条の第二項の登記簿に改製するものとする。電子情報処理組織による取扱いに適合することとなった登記簿とは、おむね次のとおりとする。

(1) 継続の登記がされた会社の登記簿
(2) 破産債権者の同意による破産廃止の登記がされた会社の登記簿
(3) 強制和議認可による破産終結の登記がされた会社の登記簿
(4) 登記がされたことよって「支店休眠登記簿」から除却された株式会社等の登記簿
(5) 記号「アンパサンド」&、「アポストロフイ」、「コンマ」、「ハイフン」、「ピリオド」、「および中点」を除く。）を用いていた商号につき商号の変更登記（更正登記）がされた登記簿

第三
印鑑の記録

一

改正省令附則第六項の規定により印鑑を記録するには、印鑑・印鑑を提出した者の生年月日及び提出年月日を磁気ディスクに入力して行うものとする。なお、商業登記規則（以下「規則」という。第九條の二及び第七項（これらの規定が準用される場合を含む。）の規定）による改正前の省令（平成一〇年法務省令第九号）による改正前の規則第九條の二（改正前の規則第九條の四第三項において準用する場合を含む。）に定める手続がされている印鑑は、磁気ディスクに記録しないものとする。平成二年法務省令第一号による改正後の改正省令附則第六項ただし書の電子情報処理組織による取扱いに適合しない印鑑は、おむね次のとおりとする。

二 第一、二に定める登記簿に係る会社及び個人商人に関する印鑑が不鮮明である等により磁気ディスクに記録することが適当でない印鑑

(2) 提出された印鑑が鮮明である等により磁気ディスクに記録することが適当でない印鑑

(3) 印鑑を提出した者の生年月日の記載がない印鑑

第七 登記申請の方式及び処理

一 登記申請書の様式は、規則第一一五條の規定によるが、同条第二項の場合においては、申請書に記載すべき登記事項は、原則として別紙第五号様式のOCR用申請用紙に記載するよう求めるものとする。二 株式会社及び有限会社等の登記の申請書に記載すべき事項は、別紙第六号様式の申請用紙に記載しても差し支えないものとする。なお、株式会社及び有限会社以外の登記の申請は、規則附録第一号ないし第九号様式の登記用紙と同一の用紙に記載して差し支えないものとする。三 規則第一一五條に定める様式によらない登記申請であっても、受理して差し支えないものとする。

四 本店を法第一一三条の第二項の指定がされていない他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新店所在地における登記の申請書に記載すべき事項が登記用紙と同一の用紙に記載されていないときは、却下するものとする。五 他の登記所の管轄区域内から指定を受けた登記所の管轄区域内に本店を移転する登記申請で、新店所在地における登記の申請が、一又は二の申請書によらない場合であっても却下しないものとする。

第八 印鑑に関する事務の処理

一 電子情報処理組織によって取り扱わない印鑑に関する事務の処理

(1) 印鑑に関する事務につき、その一部を電子情報処理組織によって取り扱う旨の指定がされた場合において、電子情報処理組織によって取り扱わない印鑑につき、印鑑、印鑑を提出した者の生年月日及び提出年月日を磁気ディスクに記録する準備作業が完了したときは、第一、第二により具申するものとする。

(2) 印鑑に関する事務を電子情報処理組織によって取り扱うまでの間においては、その印鑑の証明は、従前の方式によるものとする。ただし、この場合には、磁気ディスクに記録されている印鑑を提出した者の氏名、住所、商号使用者にあつては、それに加えて商号、会社の代表者にあつては、氏名、住所に代え、本店、商号、代表者の資格、氏名及び住所並びに代表権の制限に関する事項等を記載した書面を出力し、その書面によって資格等の照合を行うものとする。

(3) 第二、二に掲げる会社の代表者に係る印鑑証明は、なお従前の取扱いによって証明して差し支えないものとする。

二 印鑑の提出等

ができる。したがって、会社の種類を表す部分を除いた商号の先頭又は末尾に使用することはできない。ただし、ピリオドについては、省略を表すものとして会社の種類を表す部分を除いた商号の末尾にも用いることができる。

二 改正省令の施行前から定款上の商号にローマ字その他の符号を用いている場合の取扱

改正省令の施行前から定款上の商号にローマ字その他の符号を用いている場合には、登記の更正の手続（商業登記法（昭和三十八年法律第二二五号）第一〇七条）に準じて、当事者の申請により登記上の商号を訂正することができるものとする。この場合の更正の登記の申請書には、定款（同条第二項本文）及び代理人により申請をする場合にはその権限を証する書面（同法第一八条）を添付しなければならない。

三 会社を除くその他の法人等の名称の登記に関する取扱い

会社を除くその他の法人等の名称の登記に関する取扱いは、一及び二の取扱いと同様とする（法人登記規則（昭和三十九年法務省令第四六号）第九條、特定目的会社登記規則（平成一〇年法務省令第三七号）第四條、中小企業等投資事業有限責任組合契約登記規則（平成一〇年法務省令第四七号）第九條、投資法人登記規則（平成一〇年法務省令第五一号）第四條、特定目的会社登記規則及び証券投資法人登記規則の一部を改正する省令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同省令第一条の規定による改正前の特定目的会社登記規則第四條）。

☑商業登記規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う登記事務の取扱いについて（抄）

平成一四・七・三・民商第一八四一号依命通知

標記の件については、商業登記規則等の一部を改正する省令平成一四年法務省令第四七号、以下「改正省令」という。本日付け法務省民商第一八三九号民事局長通達（以下「一八三九号通達」という。及び同日付け第一八四〇号民事局長通達（以下「一八四〇号通達」という。）をもって示されたところですが、ローマ字その他の符号を用いた商号又は名称（以下「ローマ字商号」という。）の登記に関する事務の取扱いについては、別添「ローマ字商号の登記に関する留意事項」に示された点に留意するよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

ローマ字商号の登記に関する留意事項

第一 ローマ字その他の符号の使用

一 ローマ字その他の符号

商号の登記に用いることができるローマ字その他の符号は、次のおりとされた（平成一四年法務省告示第三一五号）。

(1) ローマ字

ローマ字は、次の文字を使用することができる。

「ABCDEFGHIJKLMN OPQRSTU VWXYZ」

「abcdefghijklmnopqrstuvwxyz」

「vwxyz」

アラビア数字は、次の文字を使用することができる。

「0123456789」

(3) その他の符号

その他の符号は、次の符号を使用することができる。

「&（アンパサンド）」

「(（アポストロフィー）」

「(（コンマ）」

「(（ハイフン）」

「(（ピリオド）」

「(（中点）」

(3)の符号は、一八三九号通達により、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができる。会社の種類を表す部分を除いた商号の先頭又は末尾に使用することはできない（「(（ピリオド）」については、省略を表すものとして商号の末尾に用いることができる。）とされている。

なお、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を空白（スペース）によって区切ることも差し支えない。

〔例〕東京・A B C C・2 0 0 2 商事株式会社

〔株式会社 D・G〕

〔大阪 Air Cargo 株式会社〕

ローマ字商号に係る使用制限

ローマ字商号についても、以下のような使用制限があることは、従前どおりである。

(1) 法令により使用が義務付けられている文字の使用

会社の場合には、その種類に従い、合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社という文字を用いなければならない（商法（明治三十二年法律第四八号）第一七条、有限会社法（昭和三十三年法律第七四号）第三条第一項）。

また、銀行、証券会社等の場合にも、その種類に従い、商号中に使用を義務付けられている文字（銀行、証券等の文字）を使用しなければならない（銀行法（昭和五十六年法律第五九号）第六條第一項、証券取引法（昭和三十三年法律第二五号）第